

○ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）<u>第五条に規定する構造用集成材の規格及び第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</u>（削除） 二 〃 六 （略）	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百一十一号）<u>第三条に規定する集成材の規格</u> 二 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一十一号）<u>第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</u> 三 〃 七 （略）

○通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件
 (昭和六十二年建設省告示第千九百一号)
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二 第一項第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の 低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合す る継手又は仕口の構造方法を次のように定める。 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分に あるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料 で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集 成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分 を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構 造であること。 イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から<u>第二号</u>まで に規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号<u>第五号</u>に規定する規格 に適合するもの 三センチメートル ハ イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したもの （建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二 第一項第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の 低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合す る継手又は仕口の構造方法を次のように定める。 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分に あるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料 で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集 成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分 を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構 造であること。 イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から<u>第三号</u>まで に規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号<u>第六号</u>に規定する規格 に適合するもの 三センチメートル

規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) 国土交通
大臣が指定した数値

二
〇
四
(略)

二
〇
四
(略)

○通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件
 (昭和六十二年建設省告示第千九百二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五条の二 第一項第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易 に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準 を次のように定める。 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であ ることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること 。 一 (略) 二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分につ いては、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分 を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ 、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八 十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、 残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。 イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から<u>第二号</u>まで に規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号<u>第五号</u>に規定する規格	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五条の二 第一項第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易 に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準 を次のように定める。 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であ ることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること 。 一 (略) 二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分につ いては、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分 を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ 、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八 十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、 残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。 イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から<u>第三号</u>まで に規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号<u>第六号</u>に規定する規格

に適合するもの 三センチメートル ハ イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したもの (建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条第二号の 規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) 国土交通 大臣が指定した数値 三 〽 四 (略)	に適合するもの 三センチメートル 三 〽 四 (略)
---	---

○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千二十四号

改 正 案	現 行
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める (略) 第一 特殊な許容応力度 (略) 第二 特殊な材料強度 一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。 イ 木材のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。 (略) ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。 (略)	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める (略) 第一 特殊な許容応力度 (略) 第二 特殊な材料強度 一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。 イ 木材のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。 (略) ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。 (略)

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、**令第八十二条の五**第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（略）

ロ 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、**令第八十二条の五**第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（略）

ハ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、**令第八十二条の五**第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、**令第八十二条の六**第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（略）

ロ 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、**令第八十二条の六**第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（略）

ハ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、**令第八十二条の六**第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

(略)

三十七 (略)

第三 基準強度

一 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度、 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s 並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧張り構造用集成材の規格に適合する化粧張り構造用集成柱並びに構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材規格」という。)に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表七及び表八に掲げる数値とする。

表一 対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級		
基準強度(単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)		
F_c	F_t	F_b

(略)

三十七 (略)

第三 基準強度

一 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度、 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s 並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については構造用集成材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。)に適合する対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材及び同一等級構成集成材(構造用集成材規格第三条に規定する集成材規格に適合するものに限る。)、集成材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第百一十一号。以下「集成材規格」という。)に適合する化粧張り構造用集成柱、集成材規格第五条に規定する化粧張り構造用集成柱の規格に適合するものに限る。)並びに構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材規格」という。)に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表五までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表六及び表七に掲げる数値とする。

表一 対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級		
基準強度(単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)		
F_c	F_t	F_b

強度等級			表二 特定対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度				この表において、強度等級は、集成材規格第五条表一に規定する強度等級を表すものとする。以下表二、表三及び表四において同じ。
			基準強度(単位 ニュートン) 一平方ミリメートルにつき				
F_d			一三・三				(略)
F_t			一一・六				(略)
F_b			二〇・〇				(略)
（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する集成材規格第五条表三の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる			数値を乗じたものとする。）				(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する集成材規格第五条表三の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる

	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する構造用集成材規格の別記3(6)ウ表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)
この表において、強度等級は、構造用集成材規格の別記3(6)ウに規定する強度等級を表すものとする。以下表二及び表三において同じ。		

強度等級		表三 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度		基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)					
		M E一二〇―F三三〇		二〇・二	一七・六	三三・〇	数値を乗じたものとする。)		
		M E一〇五―F三〇〇		一七・九	一五・六	三〇・〇			
		M E九五―F二七〇		一六・六	一四・五	二七・〇			
		M E八五―F二五五		一五・九	一三・九	二五・五			
(略)		(略)	(略)	(略)	正の曲げ	(略)	負の曲げ		
(略)		(略)	(略)	(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する 集成材規格第五 条表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)					
一七〇	E五〇―F	一一・二	一四・三	一〇・六	一二・五	一七・〇	二〇・五	一四・〇	一六・〇

表二 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度	強度等級			
	(略)	F_c	(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する構造用集成材規格の別記3(6)ウ表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとす。)	
	(略)	F_t		
	(略)	F_b		
	(略)	正の曲げ	(略)	負の曲げ
この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側(以下「引張り側」という。)において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。				

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側（以下「引張り側」という。）において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひきの板の積層数	強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	F_c	
	F_t	
	F_b	(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位センチメートル)が対応する 集材規格第五条 表四の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)
四枚以上	(略)	(略)
	(略)	(略)
三枚	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

表三 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひきの板の積層数	強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	F_c	
	F_t	
	F_b	(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位センチメートル)が対応する 構造用集材規格の別記3(6) ウ表四の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)
四枚以上	(略)	(略)
	(略)	(略)
三枚	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

二枚	(略)	(略)	(略)	(略)
	E五五—F二〇〇	一六・九	一三・五	二〇・〇

表五 化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

樹種	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
	<i>Fc</i>	<i>Ft</i>	<i>Fb</i>
アピトン	三六・六	三二・四	四五・六
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ	三一・八	二八・二	四〇・二
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ及びべいひ	二九・四	二五・八	三七・二
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びべいつが	二七・六	二四・〇	三四・二
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロジポールパイン、べにまつ、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、ジャックパイン及びラワン	二五・二	二二・二	三一・二
すぎ、べいすぎ及びホワイトサイプレスパイン	二四・〇	二一・〇	二九・四

表六 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表七 集成材のせん断の基準強度

二枚	(略)	(略)	(略)
----	-----	-----	-----

表四 化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

樹種	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
	<i>Fc</i>	<i>Ft</i>	<i>Fb</i>
アピトン	三六・六	三二・四	四五・六
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ	三一・八	二八・二	四〇・二
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ及びべいひ	二九・四	二五・八	三七・二
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びべいつが	二七・六	二四・〇	三四・二
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロジポールパイン、べにまつ、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ及びラワン	二五・二	二二・二	三一・二
すぎ及びべいすぎ	二四・〇	二一・〇	二九・四

表五 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表六 集成材のせん断の基準強度

樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)
樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき 及びアピトン	四・八
		たも、しおじ及びにれ	四・二
		ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、 べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイ ン、べいまつ及びホワイтサイプレスパイ ン	三・六
		つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラ ジアタパイン及びべいつが	三・六
		もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプル ース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイ ン、おうしゅうあかまつ、ジャツクパイン及び ラワン	三・〇
		すぎ及びべいすぎ	三・〇
		ただし、せん断面に幅はぎ未評価ラミナを含む構造用集成材にあつては、表中の数値に〇・六を乗じた数値とする。	

表八 構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

ロ 第一第二号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)
樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき 及びアピトン	四・八
		たも、しおじ及びにれ	四・二
		ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、 べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイ ン及びべいまつ	三・六
		つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラ ジアタパイン及びべいつが	三・六
		もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプル ース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイ ン、おうしゅうあかまつ及びラワン	三・〇
		すぎ及びべいすぎ	三・〇

表七 構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

ロ 第一第二号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けや き、アピトン、たも、しおじ及びにれ	一〇・八
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザ ンパイ、べいまつ、 ホワイトサイプレスパイ ン 及びラワン	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラ ジアタパイ、べいつが、もみ、とどまつ、え ぞまつ、べいもみ、スプルス、ロッジポール パイ、ポンデローサパイ、おうしゅうあか まつ、すぎ、 べいすぎ及びジャックパイ ン	六・〇

いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けや き、アピトン、たも、しおじ及びにれ	一〇・八
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザ ンパイ、べいまつ及びラワン	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラ ジアタパイ、べいつが、もみ、とどまつ、え ぞまつ、べいもみ、スプルス、ロッジポール パイ、ポンデローサパイ、おうしゅうあか まつ、すぎ、 及び べいすぎ	六・〇

○ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文
平成十三年国土交通省告示第千二十四号

改 正 案		現 行	
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める		特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める	
(略)		(略)	
第一 特殊な許容応力度		第一 特殊な許容応力度	
一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。 イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。		一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。 イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。	
(1) 十度以下の場合 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値		(1) 十度以下の場合 令 第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値	
(2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値		(2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値	
(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値		(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値	
建築物の部分 長期に生ずる力に対する めりこみの許容応力度		長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートル） 短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートル）	

	積雪時	積雪時以外	積雪時	積雪時以外
(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				
(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				

	(一)		(二)
	土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）		(一)項に掲げる部分以外
この表において、 F_{cv} は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表するものとする。	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$		$\frac{1.43F_{cv}}{3}$
	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$		$\frac{1.1F_{cv}}{3}$
	$\frac{2F_{cv}}{3}$		$\frac{1.6F_{cv}}{3}$
	$\frac{2F_{cv}}{3}$		$\frac{2F_{cv}}{3}$

ロ (略)

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ (略)

			方ミリメートルにつきニュートル)
	$\frac{1.1F_{cv}}{3}$		トルにつきニュートン)
		$\frac{2F_{cv}}{3}$	

この表において、 F_{cv} は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表するものとする。

ロ (略)

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ (略)

ロ 集成材等のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。

- (1) 十度以下の場合 令第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値
- (2) 十度を超過、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値
- (3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(一) 土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他	建築物の部分	
	積雪時	長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートル）
	積雪時以外	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
	積雪時	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$1.5F_{cv}$ — 3		
$1.5F_{cv}$ — 3		
$2F_{cv}$ — 3		
$2F_{cv}$ — 3		

ロ 集成材等のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

- (1) 十度以下の場合 令第八十九条第一項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値
- (2) 十度を超過、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値
- (3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

この表において、 F_{cv} は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表するものとする。	$1.1F_{cv}$ — 3	長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートル）
	$2F_{cv}$ — 3	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

	の部材の応力に変化が生じない場合に限る。			
(二)の部分	(一)項に掲げる部分以外	$1.43 \frac{F_{cv}}{3}$	$1.1 \frac{F_{cv}}{3}$	$1.6 \frac{F_{cv}}{3}$
この表において、 F_{cv} は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表するものとする。				
		$2 \frac{F_{cv}}{3}$		

ハ (略)

三十八 (略)

第二 特殊な材料強度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。

イ 木材のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

ハ (略)

三十八 (略)

第二 特殊な材料強度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。

イ 木材のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(1) 十度以下の場合 令第九十五条第一項の表に掲げる圧縮の材料強度の数値 (2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値 (3) 七十度以上九十度以下の場合 木材の種類及び品質に応じて第三第一号の表に掲げるめりこみに対する基準強度の数値 ロ (略) 二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。	(1) 十度以下の場合 令第九十五条第一項の表に掲げる圧縮の材料強度の数値 (2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値 (3) 七十度以上九十度以下の場合 木材の種類及び品質に応じて第三第一号の表に掲げるめりこみに対する基準強度の数値 ロ (略) 二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。
イ (略) ロ 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。 (1) 十度以下の場合 イの表に掲げる圧縮の材料強度の数値 (2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値 (3) 七十度以上九十度以下の場合 集成材等の種類及び品質に応じて第三第二号ロの表に掲げるめりこみに対する基準強度の数	イ (略) ロ 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。 (1) 十度以下の場合 イの表に掲げる圧縮の材料強度の数値 (2) 十度を超え、七十度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値 (3) 七十度以上九十度以下の場合 集成材等の種類及び品質に応じて第三第二号ロの表に掲げるめりこみに対する基準強度の数

			強度等級	表一 対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度 イ (略) 二 (略) 一 (略) 第三 基準強度 三〃十七 (略) ハ (略) 値
			F_c	
			F_t	
			F_b	
積層方向			基準強度(単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)	
幅方向				
（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する集成材規格第五条表三の左欄の区分に応				

			強度等級	表一 対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度 イ (略) 二 (略) 一 (略) 第三 基準強度 三〃十七 (略) ハ (略) 値
F_c		(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する集成材規格第五条表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)	基準強度(単位 ニュートン) 一平方ミリメートルにつき	
F_t				
F_b				

E 八〇―F 二五五	E 九〇―F 二八五	F 二八五	E 一〇〇― F 三二五	E 一一〇― F 三六〇	E 一二五― F 四二〇	F 四二〇	E 一四〇― F 四八〇	E 一六〇― F 四八〇	
一八・五	二〇・七	二二・一	二四・五	二八・二	三一・七	三六・五			<i>Fc</i>
一六・二	一八・一	一九・三	二一・三	二四・六	二七・七	三一・八			<i>Ft</i>
二四・〇	二五・五	二八・五	三一・五	三六・〇	四二・〇	四八・〇	正の曲げ 負の曲げ	(それぞれの数値に、 集成材の厚さ方向の 辺長(単位 センチメ ートル)が対応する集 成材規格第五条表三 の左欄の区分に応じ て、同表右欄に掲げる 数値を乗じたものと する。) 	<i>Fb</i>
一九・五	二一・〇	二二・五	二四・〇	二五・五	二八・五	三四・五			
一五・〇	一八・〇	一九・二	二一・六	二四・〇	二七・〇	三一・八			幅方向

							<i>Fc</i>
E 八〇―F 二四〇	E 九〇―F 二五五	E 一〇〇―F 二八五	E 一一〇―F 三一五	E 一二五―F 三六〇	E 一四〇―F 四二〇	E 一六〇―F 四八〇	
一八・六	二〇・四	二二・二	二四・六	二八・二	三一・二	三六・〇	<i>Ft</i>
一六・二	一八・〇	一九・二	二一・〇	二四・六	二七・六	三一・二	
二四・〇	二五・二	二八・二	三一・二	三五・四	四一・四	四七・四	<i>Fb</i> (それぞれの数値に、 集成材の厚さ方向の 辺長(単位 センチメ ートル)が対応する集 成材規格第五条表三 の左欄の区分に応じ て、同表右欄に掲げる 数値を乗じたものと す。)
一九・二	二一・〇	二三・二	二四・〇	二五・二	二八・二	三四・二	

ひき 板の 積層 数	強度等級		基準強度(単位 つきニュートン)	表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度						
	F_c	F_t		F_b	二四〇	E七〇—F 二二五	一六・六	一四・五	二三・五	一八・〇
				E六〇—F 二一〇	一五・七	一三・七	二二・〇	一六・五	一〇・八	一三・二
				E六〇—F 二〇五	一四・三	一二・五	二〇・五	一六・〇	一〇・八	
				E五〇—F 一七〇	一二・二	一〇・六	一七・〇	一四・〇	八・四	

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側(以下「引張り側」という。)において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

(それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位センチメートル)が対応する集成材規格第五条表四の左欄の区分に応じて、同表右欄

ひき 板の 積層 数	強度等級			表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度					この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側（以下「引張り側」という。）において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。
	F_c	基準強度（単位 につきニュートン）	F_b	E七〇―F二二五	一六・八	一四・四	二三・二	一八・〇	
				E六〇―F二一〇	一五・六	一三・八	二二・〇	一六・二	
				E六〇―F二〇五	一四・三	一二・五	二〇・五	一六・〇	
				E六〇―F一七〇	一二・二	一〇・六	一七・〇	一四・〇	
F_t	（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位 センチメートル）が対応する集成材規格第五条表四の左欄の区分に応								

三枚										四枚以上											
E六五―F二四〇	E七五―F二五五	E八五―F二七〇	E九五―F二八五	E一〇五―F三〇〇	E一二〇―F三三〇	E一三五―F三七五	E一五〇―F四二五	E一七〇―F四九五	E一九〇―F五五五	E五五―F二二五	E六五―F二五五	E七五―F二七〇	E八五―F三〇〇	E九五―F三一五	E一〇五―F三四五	E一二〇―F三七五	E一三五―F四〇五	E一五〇―F四六五	E一七〇―F五四〇	E一九〇―F六一五	
一八・八	二〇・三	二二・一	二三・六	二五・五	二七・四	三〇・四	三五・六	四〇・五	四五・八	一八・六	二〇・六	二二・三	二四・三	二六・〇	二八・一	三〇・一	三三・四	三九・二	四四・六	五〇・三	
一六・五	一七・八	一九・五	二〇・八	二二・四	二四・一	二六・七	三一・四	三五・六	四〇・三	一六・二	一八・〇	一九・四	二一・二	二二・七	二四・五	二六・三	二九・二	三四・二	三八・九	四三・九	
二四・〇	二五・五	二七・〇	二八・五	三〇・〇	三三・〇	三七・五	四三・五	四九・五	五五・五	二二・五	二五・五	二七・〇	三〇・〇	三一・五	三四・五	三七・五	四〇・五	四六・五	五四・〇	六一・五	に掲げる数値を乗じたものとす る。

三枚										四枚 以上											
E六五―F二四〇	E七五―F二五五	E八五―F二七〇	E九五―F二八五	E一〇五―F三〇〇	E一二〇―F三三〇	E一三五―F三七五	E一五〇―F四二五	E一七〇―F四九五	E一九〇―F五五五	E五五―F二二五	E六五―F二五五	E七五―F二七〇	E八五―F三〇〇	E九五―F三一五	E一〇五―F三四五	E一二〇―F三七五	E一三五―F四〇五	E一五〇―F四六五	E一七〇―F五四〇	E一九〇―F六一五	
一八・六	二〇・四	二二・二	二三・四	二五・二	二七・〇	三〇・〇	三五・四	四〇・二	四五・〇	一八・六	二〇・四	二二・二	二四・〇	二五・八	二七・六	三〇・〇	三三・〇	三九・〇	四三・八	四九・八	
一八・〇	一九・二	二一・〇	二二・八	二四・六	二五・八	二八・八	三三・六	三八・四	四三・二	一六・二	一八・〇	一九・二	二一・〇	二二・八	二四・六	二五・八	二八・八	三三・六	三八・四	四三・二	
二四・〇	二五・二	二七・〇	二八・二	二九・四	三二・四	三七・二	四三・二	四八・六	五四・六	二二・五	二五・二	二七・〇	二九・四	三一・二	三四・二	三七・二	四〇・二	四五・六	五三・四	六〇・六	じて、同表右欄 に掲げる数値を 乗じたものとす る。)

二枚												E五五―F二二五	一六・九	一四・九	二二・五
E一九〇―F五一〇	四五・八	三六・六	五一・〇	E一七〇―F四五〇	四〇・五	三二・四	四五・〇	E一五〇―F三九〇	三五・六	二八・五	三九・〇	E一三五―F三四五	三〇・四	二四・三	三四・五
E一二〇―F三〇〇	二七・四	二二・九	三〇・〇	E一〇五―F二八五	二五・五	二〇・四	二八・五	E九五―F二七〇	二三・六	一八・九	二七・〇	E八五―F二五五	二二・一	一七・七	二五・五
E七五―F二四〇	二〇・三	一六・二	二四・〇	E六五―F二二五	一八・八	一五・〇	二三・五	E五五―F二〇〇	一六・九	一三・五	二〇・〇				

表五 化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表六 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表七 集成材のせん断の基準強度

樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	
	積層方向	幅方向
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき及びアピトン	四・八	四・二
たも、しおじ及びにれ	四・二	三・六
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろま	三・六	三・〇

二枚												E五五―F二二五	一六・九	一四・九	二二・五
E一九〇―F五一〇	四五・〇	四三・二	五〇・四	E一七〇―F四五〇	四〇・二	三八・四	四四・四	E一五〇―F三九〇	三五・四	三三・六	三八・四	E一三五―F三四五	三〇・〇	二八・八	三四・二
E一二〇―F三〇〇	二七・〇	二五・八	二九・四	E一〇五―F二八五	二五・二	二四・六	二八・二	E九五―F二七〇	二三・四	二二・八	二七・〇	E八五―F二五五	二二・二	二一・〇	二五・二
E七五―F二四〇	二〇・四	一九・二	二四・〇	E六五―F二二五	一八・六	一八・〇	二三・二	E五五―F二〇〇	一六・九	一三・五	二〇・〇				

表五 化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表六 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表七 集成材のせん断の基準強度

樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき及びアピトン	四・八	
たも、しおじ及びにれ	四・二	
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろま	三・六	

○ 桢組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
桢組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件		桢組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	
(略) 第一 (略) 第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する桢組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない		(略) 第一 (略) 第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する桢組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない	
(一)	構造部材の種類	(一)	構造部材の種類
土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	桢組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「桢組壁工法構造用製材規格」という。)に規定する甲種桢組材の特級、一級若しくは二級、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第千四百四十三号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、桢組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	桢組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「桢組壁工法構造用製材規格」という。)に規定する甲種桢組材の特級、一級若しくは二級、 <u>集成材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第千六百一十一号)に規定する化粧張り構造用集成材の規格</u> 、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第千四百四十三号)に規定する構造用

(六)(略)	(四)(略)	
筋かい	壁のたて枠	
(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。及び 集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材 に係るものを除く。又は製材の日本	(三)に掲げる規格 集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材 に係るものを除く。又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百二号)に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は 集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。) 第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは 第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

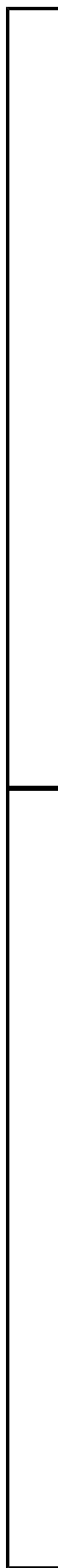
(六)(略)	(四)(略)	
筋かい	壁のたて枠	
(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。及び 構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材 に係るものを除く。又は製材の日本	(三)に掲げる規格 構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材 に係るものを除く。又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百二号)に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は 構造用集成材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。) に規定する 集成材の規格

第三 ノ 第十二 (略)	二	
	ノ	
	四 (略)	
		農林規格(平成十九年農林水産省告示第 千八十三号)に規定する下地用製材の板 類の一級

第三 ノ 第十二 (略)	二	
	ノ	
	四 (略)	
		農林規格(平成十九年農林水産省告示第 千八十三号)に規定する下地用製材の板 類の一級

○ 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文
平成十四年国土交通省告示第四百十一号
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材（以下「丸太材等」という。）を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。 第一（略） 第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）別表2の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第五条第二項(1)イ表の樹種としなければならない。 二、三（略） 第三（略） 第九（略）	丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材（以下「丸太材等」という。）を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。 第一（略） 第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）別表2の樹種又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百一十一号）別記3(7)イ表の樹種としなければならない。 二、三（略） 第三（略） 第九（略）



○第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時 ○・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料 イゝハ（略） ニ 集成材（集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時 ○・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料 イゝハ（略） ニ 集成材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。） (1) 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの (2) 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関が

二 ホ
(略) (略)

二 ホ
(略) (略) の | ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたも

改 正 案	現 行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料 イゝハ（略） ニ 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材 ホゝチ（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料 イゝハ（略） ニ 次に掲げる集成材 (1) 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材 (2) 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する構造用集成材 ホゝチ（略）

→
→
(略)

→
→
(略)

○第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十五号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料 イゝハ（略） ニ 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する集成材 ホゝリ（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料 イゝハ（略） ニ 次に掲げる集成材 (1) 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する集成材 (2) 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する構造用集成材 ホゝリ（略）

→
→
(略)

→
→
(略)